

2020年度版

# 農の雇用事業

農林水産省  
補助事業



全国の農業経営者のみなさまへ  
農業法人等が雇用した新規就農者等に対して行う  
実践研修を支援します

年間最大 **120万円** 助成!

## タイプに合った助成が選べます

新たに就農希望者を雇用  
して実践研修を行う方は

雇用就農者育成・  
独立支援タイプ

助成額 年間最大120万円<sup>※1</sup>

期 間 最長2年間

(詳細は2ページ)

新たな農業法人の設立を  
目指す者を雇用  
して実践研修を行う方は

新法人設立  
支援タイプ

助成額 年間最大120万円<sup>※1</sup>  
(3年目以降年間最大60万円)

期 間 最長4年間

(詳細は3ページ)

新規事業部門の責任者、  
次世代の経営者  
を育てたい方は

次世代経営者  
育成タイプ

助成額 年間最大120万円

期 間 最長2年間

(詳細は4ページ)

※1 研修生が多様な人材の場合は年間最大150万円

※2 経営資金や従業員に対する賃金の補助を目的とした事業ではありませんので、実施に当たってはそご留意下さい

2020年度  
募集スケジュール

第1回募集期間 3月4日～4月3日まで

2020年6月研修開始

第2回募集期間 5月7日～6月5日まで

2020年8月研修開始

第3回募集期間 6月24日～8月28日まで

2020年11月研修開始

第4回募集期間 10月～11月(予定)

2021年2月研修開始(予定)

応募の流れ

研修開始の原則4ヶ月以上前  
かつ12か月未満に採用した方

応募申請

書類審査

審査結果  
通知

研修開始

- 研修生が多様な人材（障害者、生活困窮者又は刑務所出所者等）の場合は、年間30万円の加算措置。
- 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。（休憩・休日・有給休暇の確保に取り組んだ上で①労働時間管理、②従業員の人材育成および評価の仕組みの導入、③休憩所・更衣室・男女別トイレ・シャワー室等働き方改革に資する施設の整備のうち1つ以上を選択）
- 独立支援タイプの場合、独立する期間を研修終了後1年以内から3年以内に緩和。
- 研修の中断期間については、研修者が障害者の場合2ヶ月から6ヶ月に緩和。

## 雇用就農者育成・独立支援タイプ

### 助成内容

農業者が雇用した新規就農者に対して実施する農業技術や経営ノウハウを習得させるために必要な研修経費を助成

### 助成額

研修生1人あたり年間最大120万円  
(多様な人材の場合、年間最大150万円)

※新規就農者への研修費用：月額最大9万7千円（多様な人材の場合、月額最大12万2千円）  
指導者が受ける研修費用：年間最大12万円（多様な人材の場合、年間最大42万円）

### 助成期間

最長2年間

### 対象研修内容

農業生産に関すること、農産加工、出荷、販売、経営ノウハウ等

※過去に農業次世代人材投資事業の準備型について研修を実施した農業法人等は、一部の要件において経過措置の対象となります。詳細は必ず募集要領をご確認ください！

## 事業実施に当たっての主な要件

### 農業法人等の要件

- ① 農業者、農業法人又は農業サービス事業体であること
- ② 農業経験が原則5年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ③ 研修生と期間の定めのない雇用契約（独立希望者は有期契約）を結び、労災保険、雇用保険（加えて法人は社会保険（健康保険・厚生年金保険））に加入させること
- ④ 1週間の所定労働時間が、原則、年間平均35時間以上であること
- ⑤ 法律で定める有給休暇・休憩・休日を採用していること
- ⑥ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと

### 研修生の要件

- ① 本事業の研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員（独立希望者は従業員）として採用日時点で50歳未満の者
- ② 正社員（独立希望者は従業員）として研修開始時点で4ヶ月以上継続雇用されていること
- ③ 過去の農業経験が5年以内であること
- ④ 過去に農業次世代人材投資資金（青年就農給付金を含む）の準備型の交付を受けて同様の研修を受けていないこと
- ⑤ 原則として経営主の親族（3親等以内）ではないこと



# 新法人設立支援タイプ

## 助成内容

地域の担い手となる法人経営体を増やしていくため、農業法人又は経営の移譲を希望する個人経営者が就農希望者を一定期間雇用し、新たな法人を設立するために実施する、農業技術・経営能力を習得させるための研修に対して必要な経費を助成

## 助成額

研修生1人あたり年間最大120万円(多様な人材の場合、年間最大150万円)  
※ただし3年目以降は年間60万円

## 助成期間

### 最長4年間

※あらかじめ2年分の研修計画を提出していただきます。その後、3年目、4年目の研修に臨む際に、1年ごとに研修計画を提出していただきます。

## 対象研修内容

農業生産に関すること、農業経営に関すること等

- ①就農希望者が独立する場合  
新たに雇用した就農希望者が、独立して新たな農業法人を設立するために必要な研修について支援
- ②親族以外の就農希望者に経営を継承する場合  
新たに雇用した就農希望者が、経営を継承し、新たな農業法人を設立するために必要な研修について支援

## 事業実施に当たっての主な要件

### 農業法人等の要件

#### ■ 独立する場合

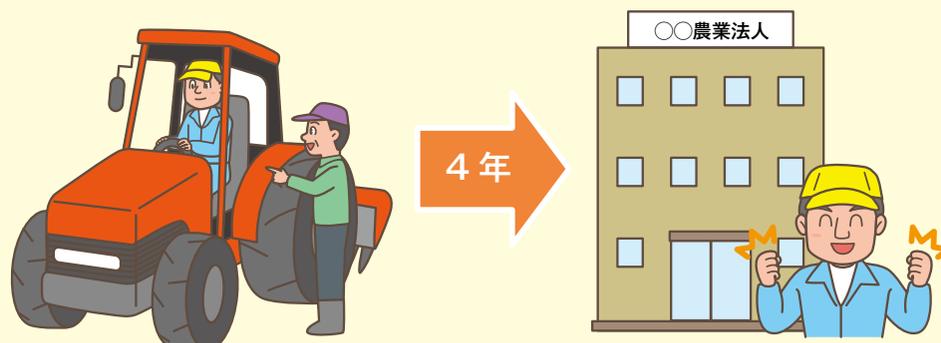
- ①従業員として、雇用契約を締結すること
- ②この他は雇用就農者育成・独立支援タイプの「農業法人等の要件」と同様の要件を満たすこと

#### ■ 経営継承する場合

- ①雇用就農者育成・独立支援タイプの「農業法人等の要件」と同様の要件を満たすこと
- ②研修開始時点で法人ではないこと
- ③後継者が不在で、今後5年以内に経営を中止する予定であること
- ④農業経営を経営継承を受けることを希望する第三者に移譲する意志があること
- ⑤就農希望者に対して経営状況を積極的に開示する意志があること

### 研修生の要件

- ①本事業での研修終了後1年以内に法人設立する意向があり、研修開始時点で50歳未満である者
- ②従業員として研修開始時点で4ヶ月以上継続雇用されていること(独立する場合のみ)
- ③これらの他は雇用就農者育成・独立支援タイプの「研修生の要件」と同様の要件を満たすこと



# 次世代経営者育成タイプ

## 助成内容

農業法人等において、次世代の経営者を育成するため、国内外の先進的な農業法人や異業種の法人に職員を派遣して行う際の派遣研修費及び代替職員の人件費に対して助成

## 助成額

研修生1人あたり年間最大 120 万円

## 助成期間

最短3ヶ月～最長2年間

## 対象研修内容

農業法人等と研修先法人の間で定められた契約に基づき、両法人等と雇用関係のもと、研修先法人において行う実践的な内容

## 事業実施に当たっての主な要件

### 農業法人等の要件

派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること 等

### 研修先法人等の要件

次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること 等

### 研修生の要件

派遣についての契約日時点で、原則55歳未満の者であること 等

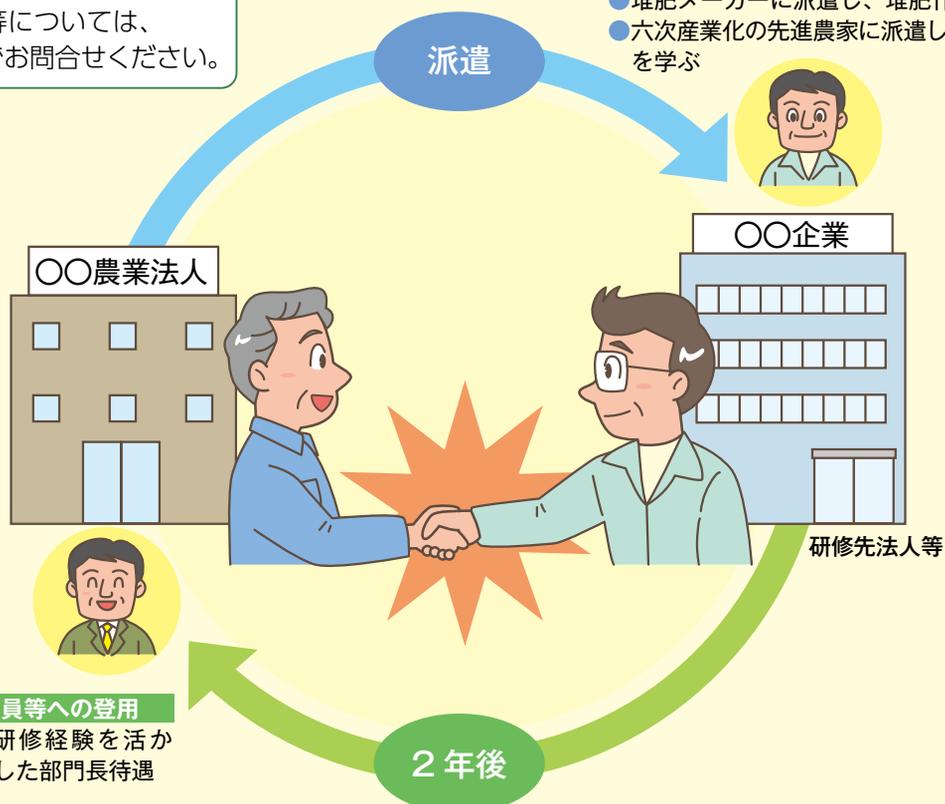
### 募集について

#### 随時

※助成開始時期等については、農業会議等までお問合せください。

### 派遣の例

- 堆肥メーカーに派遣し、堆肥作りを学ぶ
- 六次産業化の先進農家に派遣し、販売戦略を学ぶ



# 農の雇用事業を活用した農業法人の取組事例

## 雇用就農者育成・独立支援タイプ

### (有)松木果樹園 (福岡県みやこ町)

#### 雇用先法人 の声

これまで5名の研修生を受け入れ、2名が継続雇用、1名が独立就農し、現在2名が研修中です。継続雇用の2名は幹部職員として成長しています。果樹9品目を生産・販売、観光農園、農家レストラン、加工品の開発・販売と多角化を進めていますが、若い人材が育ってくれることで、様々な工夫や取組ができ、今後ともお客様・スタッフ双方が満足できる時間と空間を提供できるよう取り組んでまいります。



代表取締役  
松木 実さん



左から稲留杏さん、松木実代表取締役、藤井潤さん、松木慎介取締役

#### 研修生 の声

果樹全般について指導を受けています。草刈り、剪定、受粉、袋掛け、摘果、収穫と様々な作業があり、果実毎に違うその作業は一年に一度でかつ先を見ての仕事なので、難しいけど、丁寧な指導を受け、「ナシ」は自信が付いてきており成長を感じています。一年をかけて育てるやりがいを感じながら、楽しく取り組んでいます。



H30年度募集採択者  
稲留 杏さん

#### 研修生 の声

果樹中心の新たな品目として導入されたイチゴを中心に研修を受けています。品種は4品種で、同じイチゴであっても、それぞれ果実の成り方や病害虫の発生状況も違い、常に「自分なりに考えるように」と指導を受けています。最近、新たに5品種目の試作にも取り組むこととなり、成果を期待しています。また、経営収支にも目を向けられるようにしていきたいです。



H30年度募集採択者  
藤井 潤さん

## 次世代経営者育成タイプ

### (有)シャロン農園 (滋賀県近江八幡市)

### 島本微生物工業(株) (滋賀県甲賀市)

#### 研修生 の声

これまでは堆肥生産については感覚的なことを頼りに行っていました。研修で習得したノウハウを活かし、発酵時間や温度管理、堆肥の有効性について詳細に記録を取り、より高品質で新たな堆肥づくりに取り組んでいます。研修終了半年後に取締役に就任しました。研修先での学びを活かし、自社の創業の精神「自然に優しい農法で地域農業を発展させる」に立ち戻った上で、新たな会社の経営方針を確立していきたいと思っております。



H25年度募集採択者  
弓削田 信基さん

#### 受入法人 の声

高品質堆肥生産のノウハウを習得してもらえるように意識しました。また「地域に還元することで会社が発展する」という理念をなぜ確立してきたかを理解してもらうことを重視しました。さらに、従業員が研修生に指導する場面がありますので、自社の独自農法を他者に伝えることの重要性を従業員が再確認する良い機会になりました。



研修指導者  
黒木 要さん



派遣研修終了後、取締役に登用された弓削田信基さん

## 農の雇用事業のホームページ

(URL : <https://www.be-farmer.jp/nounokoyou/original/case>)

(QRコード)



農の雇用事業を活用した農業法人の取組事例をホームページから閲覧できます！

# 応募に必要な書類、検索方法

インターネットで、募集スケジュールの確認や応募書類・助成金交付申請書のダウンロード、全国の採択状況の確認等ができます

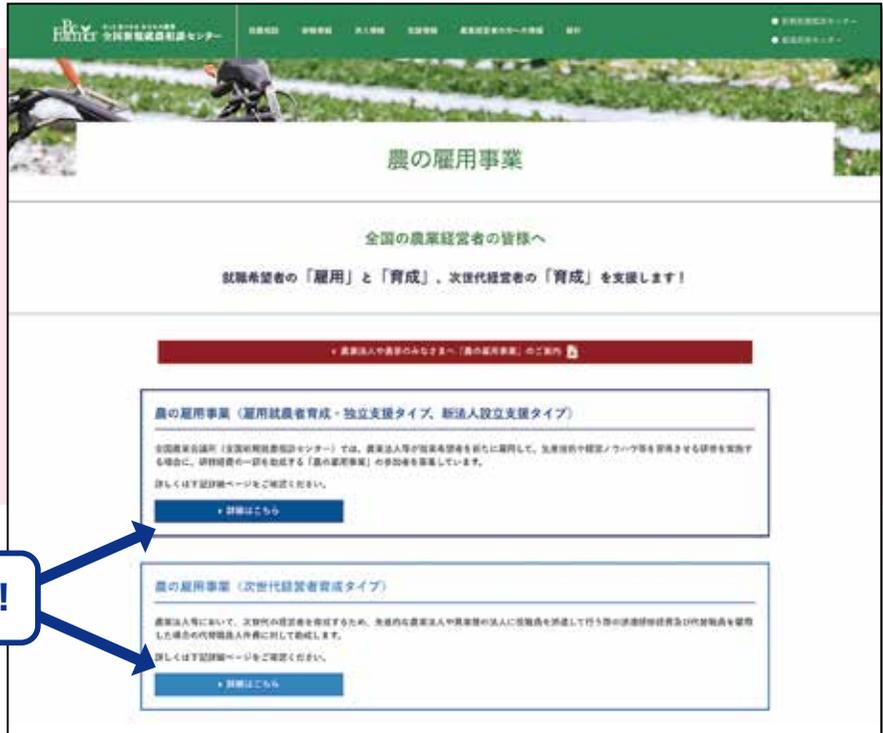
## 農の雇用事業のホームページ

<https://www.be-farmer.jp/nounokoyou/>



QRコードでwebサイトを表示できます。

ココをクリック!



## お問合せ先一覧

### 一般社団法人 全国農業会議所 分室 (農の雇用事業事務局)

東京都千代田区二番町 5-6 あいおいニッセイ同和損保二番町ビル7階 (TEL 03-6265-6891)

お問い合わせは各都道府県農業会議等 ※鳥取県は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構

農業会議	住 所	電話番号	農業会議	住 所	電話番号
北海道	札幌市中央区北5条西6-1-23 北海道通信ビル5階	011-281-6761(直)	滋賀県	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2階	077-523-2439(直)
青森県	青森市本町2-6-19 青森県土地改良会館4階	017-774-8580(直)	京都府	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 府庁西別館3階	075-417-6848(直)
岩手県	盛岡市神明町7-5 パルソビル4階	019-626-8545(直)	大阪府	大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階	06-6941-2701(直)
宮城県	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎内	022-275-9164(直)	兵庫県	神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階	078-391-1221(代)
秋田県	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018-860-3540(直)	奈良県	奈良市登大路町30 県庁分庁舎内	0742-22-1101(代)
山形県	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023-622-8716(直)	和歌山県	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階	073-428-4165(直)
福島県	福島市中町8-2 県自治会館8階	024-524-1201(直)	鳥取県*	鳥取市東町1-271 県庁第2庁舎8階	0857-26-8337(直)
茨城県	水戸市笠原町978-26 県市町村会館内	029-301-1236(直)	島根県	松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館3階	0852-22-4471(直)
栃木県	宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ2階	028-648-7270(直)	岡山県	岡山市北区磨屋町9-18 県農業会館内	086-234-1093(直)
群馬県	前橋市大渡町1-10-7 県公社総合ビル5階	027-280-6171(直)	広島県	広島市中区大手町4-2-16 農業共済会館2階	082-545-4146(直)
埼玉県	さいたま市浦和区高砂3-12-9 県農林会館内	048-829-3481(直)	山口県	山口市大手町9-11 山口県自治会館2階	083-923-2102(直)
千葉県	千葉市中央区市場町1-1 県庁南庁舎9階	043-223-4480(直)	徳島県	徳島市北佐古一番5-12 徳島県JA会館8階	088-678-5611(直)
東京都	渋谷区代々木2-10-12 JA東京南新宿ビル4階	03-3370-7145(直)	香川県	高松市松島町1-17-28 県高松合同庁舎5階	087-812-0810(直)
神奈川県	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階1004号室	045-201-0895(直)	愛媛県	松山市一番町4-4-2 県庁内	089-943-2800(直)
山梨県	甲府市宝1-21-20 県農業共済会館内	055-228-6811(直)	高知県	高知市丸ノ内1-7-52 県庁西庁舎3階	088-824-8555(直)
岐阜県	岐阜市数田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058-268-2527(直)	福岡県	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階	092-711-5070(直)
静岡県	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル7階	054-255-7934(直)	佐賀県	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀総合庁舎4階	0952-20-1810(直)
愛知県	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎8階	052-962-2841(直)	長崎県	長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル3階	095-822-9647(直)
三重県	津市栄町1-891 三重県合同ビル2階	059-213-2022(代)	熊本県	熊本市中央区水前寺6-18-1 県庁内	096-384-3333(直)
新潟県	新潟市中央区東中通一番町86-51 新潟県東中通ビル4階	025-223-2186(直)	大分県	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-532-4385(直)
富山県	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館6階	076-441-8961(直)	宮崎県	宮崎市恒久1-7-14	0985-73-9211(直)
石川県	金沢市古府1-217 農業管理センター内	076-240-0540(直)	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁11階	099-286-5815(直)
福井県	福井市松本3-16-10 福井合同庁舎2階	0776-21-8234(直)	沖縄県	島尻郡南風原町字本部453-3 土地改良会館3階	098-889-6027(直)
長野県	長野市大字南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル11階	026-217-0291(直)			

(2020年7月現在)